

計画(案)の変更点

令和6年2月20日 文化課作成

| 変更か所 (ページは今回) | 前回(第7回策定委員会 案) | 今回(第8回策定委員会 案) |
|---------------------------|---|--|
| 表紙裏 | | 表紙写真の説明を追加 |
| 目次 | | 大きいフォントに変更 |
| p.1 5行目 | …東京湾 北岸部 の台地上… | …東京湾 最奥部 の台地上… |
| p.4 第1表 | (令和4・5年) | (令和4・5 年度) |
| P.5 第3表 | 令和6年 月 | 令和6年 2月20日 |
| p.7 17行目 ～P.8 2行目 | …あげています。 | (文章追加)…あげています。施策の方向として…としています。 |
| p.8 3行目 | 令和 5(2023) 年度～令和 7(2025) 年度 | 令和 6(2024) 年度～令和 8(2026) 年度 *実施計画(令和6～8年度)更新のため |
| p.8 5行目 | …「連携事業」を位置付けています。 | …「連携事業」、「 (仮称)埋蔵文化財調査研究センター整備事業 」を位置付けています。 (文章追加)取掛西貝塚について…しています。 |
| p.8 「教育大綱」 | | 文章差し替え |
| p.8 「第3次船橋市生涯学習基本構想・推進計画」 | | 文章差し替え |
| p.9 「船橋市文化振興基本方針」 | …は教育に関する個別計画 です 。 | (修正と文章追加)…は個別計画の一つとして、 船橋市において今後の文化施策を推進していくための必要な事項をまとめ、基本方針を示したものです 。 |
| p.9 「第2期船橋市都市計画マスタープラン」 | 取掛西貝塚を 含む 市街化調整区域については… | 取掛西貝塚が 含まれる 「夏見地域」の市街化調整区域については… |
| p.18 12行目 | …船橋は水陸交通の要衝でした。この東海道沿いの… | (文章追加)…船橋は水陸交通の要衝でした。「 船橋 」は… 船橋地名の発祥になったのでしょう 。この東海道沿いの… |
| p.18 20行目 | 市中央部の宮本… | (文章追加)古代では… 葛飾郡に含まれています 。市中央部の宮本 |
| p.20 14行目 | …馬が放し飼いになっていました。 | (文章追加)…馬が放し飼いになっていました。 取掛西貝塚は…所領でした 。 |
| p.23 2行目 | ・三番瀬海浜公園:都心から…潮干狩り場のほか… | (文章修正) ・ ふなばし 三番瀬海浜公園:都心から…潮干狩り場の 三番瀬 …知られています。 |

計画(案)の変更点

令和6年2月20日 文化課作成

| 変更か所 (ページは今回) | 前回(第7回策定委員会 案) | 今回(第8回策定委員会 案) |
|------------------------|--|--|
| p.23 8行目 | ・飛ノ台史跡公園博物館 | ・ 船橋市 飛ノ台史跡公園博物館 |
| p.24 | ・船橋市人口ビジョン | (説明文ともに入れ替え) ・ 第2期船橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略 |
| p.24 ④景観法の説明文 | ・・・建築行為等を行う場合、 その行為に着手する30日前までに、市に届出が必要となっています。 | ・・・建築行為等を行う場合は、 市に届出が必要です。 |
| p.25 第22図 | | 図面差し替え * 区域指定等の変更 |
| p.25「近隣の公共施設」 | ・・・ 芝山東消防署 | ・・・ 東消防署芝山分署 |
| p.32 第26図 | | 図面差し替え * 凡例の向きの変更 |
| p.34 第27図 | | 図面差し替え * 「取掛西Ⅰ期」土坑に修正 |
| p.42 第5表 | | 差し替え * 令和5年度取得地データを反映 |
| p.48 32行目 | ・・・初めて明らかになったといえます。 | (文章追加)・・・初めて明らかになったといえます。 また・・・重要です。 |
| p.49 | 第35図 構成要素の特定の考え方(2本の軸) | 図削除 |
| p.50 第7表 | | 表差し替え * 「保護すべき範囲」に1本化 |
| p.52～「第2節 活用」 | 記載順 | 「新たな価値づけと社会への還元」を2に挿入し、以下、繰り下げ |
| p.56～57 | 各項目の基本方針 | 枠囲みに変更 |
| p.58～61 第8表 「基本方針」欄 | 文章の位置 | 上揃えに統一 |
| p.62 基本方針 | | 枠囲みに変更 |
| p.68 第38図 | | 文字隠れを解消 |
| p.69 基本方針 | | 枠囲みに変更 |
| p.70「第2節 方法」 | 各項目の順番 | 「継続的な調査研究の実施と市民への還元」を2番目に、以下、繰り下げ |
| p.73基本方針 | | 枠囲みに変更 |

計画(案)の変更点

令和6年2月20日 文化課作成

| 変更か所 (ページは今回) | 前回(第7回策定委員会 案) | 今回(第8回策定委員会 案) |
|-------------------------------------|-------------------|--|
| p.74 | (2)長期的な整備イメージ | ②将来の整備イメージ |
| p.75 第39図 | (タイトル)長期的な整備イメージ | 将来の整備イメージ |
| p.76 基本方針 | | 枠囲みに変更 |
| p.80 | 第11章 経過観察 | (第10章)第4節 計画の実行性向上のための評価 |
| p.81 2行目 | ・・・経過観察を行うものとします。 | (文章追加)・・・経過観察を行うものとします。 さらに・・・外部からの評価も行うものとします。 |
| p.82～83 第12表 「保存管理」の 「土地の公有化」 | 地権者協議(随時) | 地権者協議 * (随時)を削除 |
| p.82～83 第12表 「活用」の項目 | 「継続研究と社会還元」の位置 | 「活用」の2行目に移動 * 第7章の記載順に合わせた |